

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

登 録 申 請 書

資金決済に関する法律第38条第1項の規定により資金移動業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登 録 番 号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	
1. (ふりがな) 商 号		
2. (ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		
3. 住 所	(郵便番号 ー) 電話番号() ー	
4. 資 本 金 の 額		
5. 取 締 役 及 び 監 査 役 等		
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名	

6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな)	
営 業 所 の 地 所 在 地	(郵便番号 —)
連 絡 先	電話番号() —

(記載上の注意)

- ※「登録番号」には、記載しないこと。
- 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
- 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
- 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。
- 「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所も記載すること。
- 「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
- 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外送金も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —

		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —
		電話番号() —

(記載上の注意)

1. 資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

8. 資金移動業の種別

1 第一種資金移動業(年 月 日) (資金決済に関する法律第40条の2第1項の認可年月日 : 年 月 日) 2 第二種資金移動業(年 月 日) 3 第三種資金移動業(年 月 日)
--

(記載上の注意)

1. 行おうとする資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
2. 資金移動業の種別の年月日は、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

9. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

資 金 移 動 業 の 名 称	
為 替 取 引 の 種 類 等	
為 替 取 引 の 提 供 方 法	
取 扱 上 限 金 額	
役 務 提 供 範 囲 等	
為 替 レー ト の 決 定 方 法	
為 替 取 引 の 標 準 履 行 期 間	
営 業 日 及 び 営 業 時 間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。
2. 「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位(外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。
3. 「為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
4. 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
6. 「為替レート決定方法」は、外国通貨をもって為替取引を提供する場合には、当該外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
7. 「為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載する

こと。

8. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

- (2) 未達債務算出時点、履行完了額算出時点、算定期間、未達債務算出方法及び供託期限

--

(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、第9条の9第1号に規定する未達債務算出時点をいう。
2. 「履行完了額算出時点」とは、第11条第4項第2号に規定する履行完了額算出時点をいい、同項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定により第一種資金移動業に係る未達債務の額を算出する場合に記載すること。
3. 「算定期間」とは、法第58条の2第5項第1号に規定する算定期間をいい、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を営む場合に記載すること。
4. 「未達債務算出方法」は、為替取引に関する債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者とを区分する方法を記載すること。

(第7面)

- (3) 資金移動の概要図

--

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第8面)

(4) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第9面)

(5) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し

--

(記載上の注意)

為替証書等を発行する場合には、発行する為替証書等の全てについて貼付すること。

(第10面)

10. 主要株主の氏名、商号又は名称

[illegible]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号

に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

(第11面)

11. 資金移動業の他にを行っている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

12. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

--

(第12面)

13. 登録免許税領収書貼付欄

--